

2020年12月4日

参議院議員 川口龍平議員

平素よりお世話になっております。
頂いた質問について、下記のとおり回答致します。

1. III-2に関連して、火山灰が降る中で、非常用ディーゼル発電機等で7日間もつと言っているが、7日間を超えた場合の対策を審査しているのか。また、具体的な対策は何か。

日本原燃再処理施設の事業変更許可に係る審査においては、敷地全域に最大55cmの降下火砕物が湿潤状態で堆積することを想定し、構造健全性が維持されること、非常用ディーゼル発電機等が所内に備蓄された燃料により7日間の連続運転ができる設計としていることを確認しています。その上で、外部電源喪失が7日間を超えて継続する場合については、施設外からの燃料の補給等により、継続的に再処理施設の安全性を確保することとなります。

加えて、重大事故等対処として、現場作業や資機材輸送等に係る要員の派遣、再処理施設の状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術的支援等を外部から受けられる体制を整備する方針であることを審査において確認しています。

なお、事業変更許可に係る審査においては、基本設計ないし基本的設計方針を確認しており、保安のために講ずべき事項の具体は保安規定に規定され、体制の整備、訓練の実施等の状況を含め、これらが適切に遵守されているかを原子力規制検査で確認します。

2. 再処理の事業規則の改正で、旧再処理規則第6条の2の性能の技術上の基準（特に7号の製品回収率）が削除されているがなぜか？

平成25年の再処理施設に係る新規制基準策定において、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第6条の2の規定が削除されたのは、平成24年に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第46条の2の2（再処理施設の性能の維持）が新たに規定されたことに伴い、再処理施設を維持するための基準として「再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則」が策定され、同規則が適合すべき技術上の基準として位置づけられたためです。

同規則は、「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」を基に規定され、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」と併せて安全機施等を踏まえたものに整理されたものです。

なお、平成29年に法第46条の2の2は改正され、それに伴い「再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則」及び「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」はいずれも廃止され、「再処理施設の技術基準に関する規則」に統合されています。

1. と2. について

原子力規制委員会原子力規制庁

原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門

電話：03-5114-2117

2020年12月4日

参院議員 川田龍平議員

平案よりお世話になっております。頂いた質問について、下記のとおり回答致します。

質問1 III-2に関連して、火山灰が降る中で、非常用ディーゼル発電機等で7日間もつと云ってるが、7日間を超えた場合の対策を審査しているのか。また具体的な対策は何か。

回答

日本原燃再処理施設の事業変更許可に係る審査においては敷地全域に最大55cmの降下火砕物が湿潤状態で堆積することを想定し、構造健全性が維持されること、非常用ディーゼル発電機等が所内に備蓄された燃料により7日間の連続運転ができる設計としていることを確認しています。その上で、外部電源喪失が7日間を超えて継続する場合については、施設外からの燃料の補給等により、継続的に再処理施設の安全性を確保することとなります。

加えて、重大事故等対処として、現場作業や資機材輸送等に係る要員の派遣、再処理施設の状況に応じた事故収束手段及び復旧対策に関する技術的支援等を外部から受けられる体制を整備する方針であることを審査において確認しています。

なお、事業変更許可に係る審査においては、基本設計ないし基本的設計方針を確認しており、保安のために構すべき事項の具体は保安規定に規定され、体制の整備、訓練の実施等の状況を含め、これらが適切に遵守されているかを原子力規制検査で確認します。

質問2 再処理の事業規則の改正で、旧再処理規則第6条の2の性能の技術上の基準（特に7号の製品回収率）が削除されているがなぜか？

回答

平成25年の再処理施設に係る新規制基準策定において、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第6条の2の規定が削除されたのは、平成24年に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第46条の2の2(再処理施設の性能の維持)が新たに規定されたことに伴い、再処理施設を維持するための基準として「再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則」が策定され、同規則が適合すべき技術上の基準として位置づけられたためです。

同規則は、「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」を基に規定され、「再処理施設の位置・構造及び設備の基準に関する規則」と併せて安全機能等を踏まえたものに整理されたものです。

なお、平成29年に法第46条の2の2は改正され、それに伴い「再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則」及び「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」はいずれも廃止され、「再処理施設の技術基準に関する規則」に統合されています。

質問1と2について 原子力規制委員会原子力規制庁

原子力規制部審査部門審査グループ核燃料施設審査部門 電話 03-5114-2117